

( 公 印 省 略 )  
答 申 第 2 0 9 号  
令 和 8 年 2 月 2 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

情報公開・個人情報保護審議会  
会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

令和7年8月19日付け諮問第54号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

特定日の知事公用車運転記録

## 第1 審議会の結論

兵庫県知事（以下「実施機関」という。）が部分公開とした決定は妥当である。

## 第2 諮問経緯及び公開請求文書の特定

### 1 公文書の公開請求

令和7年5月29日付けで、審査請求人は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）第4条の規定により、実施機関に対して、特定日の知事公用車に係る運行記録の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

### 2 実施機関の決定

令和7年6月4日、実施機関は、本件請求について、当該特定日分の知事公用車の運行記録（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例第6条第1号、第3号及び第6号に規定する非公開情報であること、及び記録されていない情報につき不存在であることを理由として非公開とする公文書部分公開決定処分を行った（以下「本件処分」という。）。

### 3 審査請求

令和7年7月25日付けで、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 4 諮問

令和7年8月19日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 本件審査請求の趣旨

本件処分につき、不開示部分の開示を求める。

### 2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書等において述べている本件審査請求の理由は、次の

とおりに要約される。

(1) 文書作成義務が存在すること

兵庫県は「公文書等の管理に関する条例」第4条により、意思決定の過程および事務・事業の実績を合理的に跡付け・検証するため、文書を作成する義務を負っている。公用車の使用目的は行政実績の一部として、記録対象に該当する。

(2) 庁用自動車管理規程に基づく使用目的記録の作成・保存義務があること

兵庫県「庁用自動車管理規程」第5条では、課等の長は使用日前日までに管財課長に対して配車要求書（様式第1号）を提出することが定められている。

様式第1号には「用務」欄が設けられており、これは当該庁用車の使用目的を記録する欄である。知事が公用車を使用する際にも、秘書課等を通じて同様の配車運用が行われるのが通例であり、「用務」欄への記載は制度的にも不可欠な記録と位置づけられる。したがって、特定日に使用された知事専用車に関して、当該記録が作成・保存されていたと考えるのが合理的である。にもかかわらず不存在とされた判断は、庁内規程および文書管理制度との整合性を欠く。

(3) 会計管理者による支出確認の制度的根拠が存在すること

会計管理者は予算に基づく支出の適正性を確認する義務を負っている（地方自治法第232条の4）。公用車にかかる支出は、使用目的（用務）が業務に該当するか否かによって妥当性が判断されるものであり、使用目的は明確に記録されなければならない。記録がないまま支出が行われた場合、制度上の検証が不能となる。使用目的（用務）を記録した配車要求書・配車指示書・使用実績通知書（様式第1号）が不存在であるとの判断は、会計手続との整合性を欠く。

(4) 公金支出の妥当性との関係から当該文書の記録が必要であること

公用車の維持・運用費は歳出に含まれる（庁用自動車管理特別会計条例第2条）。歳出にあっては、その「目的に従って」これを款項に区分しなければならない。歳出は予算の執行に関する手続きに従って行われる（地方自治法第216条、同第220条）。歳出が目的別に分類されている点において、公用車の使用目的は当該分類に属するか否かの判断材料となり、公用車が定められた目的にのみ使用される点において、公用車の使用目的が予算執行の正当性を支えている。このように、財政制度上、公用車に関する支出の妥当性を検証・説明するためには使用目的を記録した文書が不可欠である。使用目的が記録されていない公用車の維持・運用費に関する支出は、予算執行についての説明責任・監査制度の前提を欠くため、当該文書の記録が不存在であるということとはありえない。

(5) 保存期間が未経過であること

対象記録日である特定日からは短期間しか経過しておらず、地方自治体の文

書保存年限（通常1～5年）を満了していない。したがって、物理的に廃棄された可能性は低く、少なくとも作成・管理されていた記録が存在していたはずである。

(6) 本決定は文書探索の努力義務に違反していること

本審査請求では、対象文書を「(特定日) 公用車の運転記録（運転者の氏名、車両の登録番号、運転の開始・終了日時、走行距離、発着地点、使用目的、燃料使用量、運転者以外に乗車した者の氏名）」と具体的に特定している。運転報告書の一部が部分開示されたが、使用目的（用務）が記載されていると思われる配車要求書・配車指示書・使用実績通知書（様式第1号）は、探索可能性が高いにもかかわらず、「不存在」とされた決定は文書探索の努力義務に反している。

(7) 本決定は行政組織全体による説明責任の放棄であること

公用車の使用目的記録が作成されていないことが組織的に容認され、その状態のまま支出が実行され、監査が回避され、住民への説明もなされないとすれば、もはや単なる「記録漏れ」では済まされない。制度上記録されるべき情報が継続的に欠落している状態を、行政組織が黙認していることを意味する。これは制度上の義務の不履行であると同時に、行政組織全体による説明責任の放棄に等しく、看過できない構造的不備である。なお、発着地点は開示されたが「●●市内～●●通り～●●市内」という極めてあいまいな記述であった。一方で開示された走行距離は●kmとなっている。出発・最終到着地点は県庁舎であると思われるが、そうだとすれば、県庁舎から●●通りを往復しても●kmという長距離にはならず、極めて不自然な走行距離が記載されていることになる。運転記録は運行実態の妥当性を確認するためにあるのだから、事実に基づき正確に記録しなければならない。この点において、現在の運転記録のありかたは、予算執行の適正を担保するといえるだけの形式と内容を持ち合わせておらず、県民への説明根拠となりえない。早急に改善が必要である。

(8) 結語

以上より、特定日の公用車使用目的に関する記録は、本来作成・保存されるべきものである。したがって、当該不存在決定は、文書管理制度および会計制度、監査制度に照らして整合性を欠き、行政組織全体による説明責任の放棄と評価せざるを得ない。よって、本件決定を取消し、再探索を含む適切な行政対応がなされるべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明等において述べている本件処分の

理由は、以下のとおり要約される。

## 1 本件の経緯

### (1) 公文書公開請求

条例第4条の規定に基づき、審査請求人から、「(特定日)の知事公用車の運行記録(以下の項目)①運転者の氏名、②車両の登録番号、③運転の開始・終了日時、④走行距離、⑤発着地点、⑥使用目的、⑦燃料使用量、⑧運転者以外に乗車した者の氏名」(以下、項目について丸付き数字により略記することがある。)について、令和7年5月29日付け公文書公開請求(以下「本件請求」という。)があり、同日、実施機関はこれを受領した。

### (2) 本件請求に係る公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、本件対象公文書を特定した。

### (3) 本件請求に係る公文書部分公開決定

実施機関は、本件対象公文書のうち、①運転者の氏名について条例第6条第1号所定の個人情報及び秘書業務の円滑な遂行に支障が生ずるおそれがあるとして同条第6号所定の非公開情報に、②車両の登録番号について、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれや、公用車運行業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第3号及び第6号所定の非公開情報に該当するため、⑥使用目的及び⑧運転者以外に乗車した者の氏名は本件対象公文書に記載されておらず、不存在であるとして、部分公開とする本件処分を行い、条例第10条第1項の規定に基づき、令和7年6月4日付け公文書部分公開決定書を送付した。

### (4) 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分を不服として、本件審査請求を行い、実施機関は令和7年7月29日にこれを受領した。

## 2 審査請求人の主張に対する反論

本件審査請求は、⑥使用目的を明らかにするよう求めるものであるが、上記1(3)のとおり、実施機関は、あくまで、審査請求人が請求対象とした本件対象公文書(特定日の知事公用車の運行記録)に、事実として⑥使用目的が記載されていないことから、非公開としたものである(なお、当該文書以外に、知事公用車の運行記録に当たる文書はない)。

下記(1)ないし(7)は、上記非公開理由と直接関係がないが、念のため必要限度で言及するものである。

### (1) 文書作成の義務

審査請求人は、公文書等の管理に関する条例(令和元年10月7日条例第10号)第4条の規定を根拠として、実施機関が「公用車の使用目的」に関する文書の

作成義務を負う旨主張している。

当該規定は、実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、条例の制定又は改廃、会議等による政策決定、行政処分等、予算及び決算並びに人事に関する事項その他の事項について、文書を作成するよう、実施機関に義務付けるものである。

運行記録として、日々の運行実績を単純に記録する運転報告書における「公用車の使用目的」は、「処理に係る事案が軽微なもの」に該当するため、当該規定に基づき文書の作成を義務付けられる対象には含まれない。

#### (2) 庁用自動車管理規程に基づく使用目的記録の作成・保存義務

審査請求人は、庁用自動車管理規程（昭和47年訓令第5号）第5条の規定を根拠として、「知事公用車についても、用務欄を含む配車要求書が作成・保存されていたと考えるのが合理的である」旨主張している。

この点、庁用自動車管理規程は、管財課が管理する庁用自動車の管理に関する規程である。一方、知事公用車は秘書課が管理している車両であり、庁用自動車管理規程の対象には含まれない。運転報告書については、庁用自動車管理規程を準用して作成しているが、管財課長への配車要求等の手続きは存在せず、実施機関が配車要求書を作成していないことについて、庁内規程及び文書管理制度との整合性を欠くとの指摘は当たらない。

#### (3) 会計管理者による支出確認の制度的根拠

審査請求人は、会計管理者が予算に基づく支出の適正性を確認する上で、「公用車の使用目的」を記録した配車要求書等が必要である旨主張している。

会計管理者による支出内容の確認行為と、実施機関においていかなる公文書を作成すべきかは直接関連がなく、また、公金の支出については、所定の予算執行手続において、実施機関（知事部局の各課及び経理担当部門等）及び会計管理者により適切に行われるものと認識している。

#### (4) 公金支出の妥当性との関係

審査請求人は、財政制度上、公用車に関する支出の妥当性を検証・説明するためには、「公用車の使用目的」を記録した文書が不可欠である旨主張している。

この点については、上記2(3)のとおりである。

#### (5) 保存期間の未経過

審査請求人は、対象日から短期間しか経過しておらず、文書保存年限が未経過であることから、物理的に廃棄された可能性は低く、少なくとも作成・管理されていた記録が存在していたはずであると主張している。

この点については、上記2(2)のとおり、知事公用車については、配車要求

書等は作成していないし、本件請求に基づき本件対象公文書を特定したことは適切である。

(6) 文書探索の努力義務

審査請求人は、公文書公開請求の対象として記載されている「運転報告書」以外にも、実施機関が「公用車の使用目的」が記載されていると思われる配車要求書等の他の文書の探索を行わなかった点が探索義務に違反している旨主張している。

この点については、2(2)のとおり、知事公用車については、配車要求書等は作成していないし、本件請求（知事公用車の運行記録）に基づき本件対象公文書を特定したことは適切である。

(7) 行政組織全体による説明責任

審査請求人は、「公用車の使用目的」に関する文書が作成されていないことが、制度上記録すべき情報が継続的に欠落している状態で、制度上の義務の不履行、行政組織全体による説明責任の放棄、看過できない構造的不備である、知事公用車の発着地点の記述があいまい等と主張している。

この点については、審査請求人の独自の見解と言わざるを得ず、2(2)のとおり、知事公用車については、配車要求書等は作成せず、運行記録（運転報告書）のみ作成し、所定の記載事項を記載したことは適切である。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は妥当である。

**第5 審議会の判断**

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分について

実施機関は、本件請求につき、本件対象公文書（知事公用車の運行記録）に公用車の使用目的は記録されず不存在として非公開とする本件処分を行った。

審査請求人は、公用車の使用目的を記載する配車要求書等が作成されるべき、あるいは、公文書の作成義務等について主張し争っている。

2 審議会において検討したところ、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の特定及び本件対象公文書の記載事項について

本件請求は、「(特定日)の知事公用車の運行記録」として、使用目的を含む各般の事項について公開を求めたものである。

実施機関は、本件請求を踏まえ、本件対象公文書（当該特定日分の運行記録）を特定した。

実施機関によれば、知事公用車は秘書課が管理する車両であり、管財課長への配車要求等の手続きは存在せず、配車要求書は作成しない、また、日々の運行実績を単純に記録する運転報告書（運行記録）に使用目的を記載する必要はない等としている。

ここで検討するに、管財課が管理する通常の公用車は、複数部局からの配車要求書により、同課において配車を調整する必要があるが、知事公用車はそのような調整が不要であり、配車要求書の作成は不要である。また、運転報告書は、公用車の管理のための書式であり、実施機関において、知事公用車について準用している庁用自動車管理規程においても運転報告書（運行記録）については、使用目的は記載事項とされておらず、必ずしも運転報告書自体に使用目的を記載しない扱いをすることが不合理とまで言えない。

以上からすると、本件請求（知事公用車の運行記録）に対し、本件対象公文書を特定し、使用目的について記載されていないことを理由として非公開としたことは妥当と認められる。

#### (2) その他の情報の非公開情報該当性

本件対象公文書における①運転者の氏名及び②車両の登録番号については、これらを公にすると、知事公用車の運行状況あるいは関係者の立ち回り先等を探索する手掛かりとなり、秘書業務及び公用車運行業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、実施機関が、条例第6条第6号（「県の機関…が行う事務…に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務…の性質上、当該事務…の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」）に該当するとして非公開としたことは妥当である。

なお、実施機関は条例第6条第3号をも非公開事由とするところ、同号は、いわゆる司法警察に関する非公開情報につき定めたものであって、本件における実施機関の主張は同号該当性を判断し難いものであるが、上記のとおり同条第6号該当として実施機関が非公開としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審議会の判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考)

### 審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和7年8月19日	・ 諮問書の受領 ・ 諮問庁から実施機関の弁明書を受領
令和7年10月8日 第2部会（第132回）	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和7年11月6日 第2部会（第133回）	・ 審議
令和8年2月2日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 木 村 倫太郎

委 員 手 塚 昌 美

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男